

1か月(31日)あたりの施設利用料

グループホームかじかの里
令和4年10月1日より適用

介護度	負担割合	介護サービス利用料	居室料	食費	光熱水費	合計	
認知症共同生活介護・個室	要支援2	1割	38,750	32,550	11,000	27,561	109,861
		2割				55,122	137,422
		3割				82,683	164,983
	要介護1	1割	38,750	32,550	11,000	28,757	111,057
		2割				57,514	139,814
		3割				86,271	168,571
	要介護2	1割	38,750	32,550	11,000	30,024	112,324
		2割				60,048	142,348
		3割				90,072	172,372
	要介護3	1割	38,750	32,550	11,000	30,833	113,133
		2割				61,666	143,966
		3割				92,499	174,799
	要介護4	1割	38,750	32,550	11,000	31,431	113,731
		2割				62,862	145,162
		3割				94,293	176,593
要介護5	1割	38,750	32,550	11,000	32,064	114,364	
	2割				64,128	146,428	
	3割				96,192	178,492	

※1 医療費、薬剤費、個人購入品等は実費を徴収させていただきます。

※2 加算料金は、別掲加算項目一覧表の常時加算分のみで算定しております。

加算項目一覧表

グループホームかじかの里
令和4年10月1日より適用

	加算名	金額			加算要件
		負担割合1割	負担割合2割	負担割合3割	
職員配置	◎ サービス提供体制強化加算Ⅰ	22	44	66	事業所の介護職員のうち、同一法人に勤続10年以上の介護福祉士の職員が占める割合が30%以上の場合
その他	初期加算	30	60	90	入所開始日から30日以内の期間に加算
	若年性認知症入所者受入加算	120	240	360	若年性認知症の方を受け入れ、サービスを提供した場合
	入院時費用	246	492	738	病院等へ入院した場合
処遇改善	◎ 介護職員処遇改善加算Ⅱ	8.1%	8.1%	8.1%	厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た施設が、入所者に対しサービスを行った場合。 【介護サービス費】+【処遇改善加算以外の加算】×0.081で算出
	◎ 介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	3.1%	3.1%	3.1%	厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た施設が、入所者に対しサービスを行った場合。 【介護サービス費】+【処遇改善加算と特定処遇改善加算以外の加算】×0.023で算出
	◎ 介護職員等ベースアップ等支援加算	2.3%	2.3%	2.3%	厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金ベースアップ等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た施設が、入所者に対しサービスを行った場合。 【介護サービス費】+【処遇改善加算と特定処遇改善加算以外の加算】×0.023で算出

※1…◎は常時加算、空白は発生時や対象となる場合に加算となります。

※2…加算については、1日あたりの単位(円)となります。